

令和4年1月17日より変更になります

ボランティア行事用保険等加入の皆様

令和4年1月17日より、ゆうちょ銀行のサービス料金の改定により、料金受取人負担の払込取扱票を使用する場合でも、振込金額に関わらず新たに110円の加算料金が必要になります。通帳またはキャッシュカードを利用し、口座からお支払いの場合は、加算料金はかかりません。

<振込時に加算料金がかかる場合>

ゆうちょ銀行受付窓口またはATMにて、「料金受取人負担の払込取扱票」を使って現金でお支払いになる場合でも、振込金額に関わらず、一律110円の加算料金が必要になります。

<振込時に加算料金がかからない場合>

ゆうちょ銀行の通帳またはカードを使用して振込手続きを行った場合は、加算料金がかかりません。

窓口でご自身のゆうちょ通帳から手続きする場合

「払出表」と「料金受取人負担の払込取扱票」が必要になります。お持ちのゆうちょ銀行口座から、お支払いする形になります。

※支払い件名は通帳に記帳されません。現金を通帳から引き出したという記帳になるそうです。支払った根拠書類は4連目と5連目になりますので、紛失しないようにしてください。

※インターネットバンキングをご利用の場合は、お名前の前に6桁の社協コード「141133」をご入力ください。

ATMでの手続き方法

お渡しする「料金受取人負担の払込取扱票」の1連目と2連目をATMで手続きしてください。手続き後、ATMより出力される「ご利用明細票」を紛失せずにお持ちください。

※支払い当日中に「ご利用明細票」をゆうちょ銀行窓口を持参すると、4連目と5連目に押印してくれるそうです。(受領書または振替払込受付証明書が必要な場合はご利用ください。)

振込の手続方法については、お手続きされるゆうちょ銀行に直接ご確認ください。

【加入手続きに関するご相談】

横浜市緑区社会福祉協議会

電話：045-935-7807

(平日土曜日9時～17時)

※日曜祝日を除く